給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書 (納 税 義 務 者 用)の『見 方 』

【所得の種類と額を表示】

IMIO VIEWCINC DOM				
項目	内容			
給与収入	前年1~12月の給与収入額			
給与所得	給与収入-給与所得控除-所得金額調整控除			
その他の所得計	給与所得以外の所得の合計			
主たる給与以外の合算所得区分	その他の所得計の所得に*を表示			
総所得金額①	給与所得+その他の所得計			

5 年 所 得 () 5 新 調 整 拉 除 i

その他の所得計

社会保険

小規模企業共

生命保険

(市民税)調整控除:

【補足内容を表示】

- ●住宅借入金特別控除 額·寄附金税額控除額· 定額減税控除額がある 場合に、税額控除額を表 示します。
- ●ふるさと納税をされ た方が確定申告した場 合、所得税での寄附金控 除を除いた税額控除額 となるため、寄附金税額 控除額=寄附金額-2千 円とはなりません。
- ●年度途中に所得控除 額の変更に伴い、課税額 の変更があった場合は 異動事由を表示します。
- ●勤務先へ提出する年 末調整控除申告書の記 載誤りは、税額が正しく 算定されない原因とな りますのでご注意くださ
- ●定額減税控除額=1万 円×(納税義務者+控除 対象配偶者+扶養親族 の人数)の算式で計算 し、この額がある場合6 月分を差し引きません。

【税額計算の基礎となる所得額を表示】

項目	内容
総所得③	総所得金額①-所得控除合計②(千円未満切捨)
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物等の譲渡による所得(5年以下保有)
分離長期譲渡	土地建物等の譲渡による所得(5年超保有)
株式等の譲渡	株式等の譲渡による所得
上場株式の 配当等	上場株式の配当等のうち申告分離課税を選択し て申告した所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をしたときの所得

兇 額 控 除 額

所得割額

均等割額7

克斯拉除的开存制额

税額控除額

所得割額

均等割額⑦

本 林 微 倍 郑 扬

特別徴収税額

控除不足額

既充当·既委託納付額

无納 付額低

|納付額(⑨-⑫-⑩,

変 更 前 税 額

增減額(⑨ - ⑬

更

月

【「お知らせ」と「お願い」】

- この通知書は特別徴収義務者(給与支払者)を通じて、通常5~6月頃に配布されます。
- 納税義務者の個人情報を保護するため、所得・所得控除額・納付額欄の圧着加工を施しています。
- |● この通知書に表示されている内容は、給与からの特別徴収に関する情報のみとなります。
- |● 普通徴収分や公的年金からの特別徴収分は、別途送付される納税通知書をご覧ください。
- 3月16日以降に申告書等を提出された場合、この通知書に反映されていない場合があります。
- |● この通知書は再発行できませんので、必要に応じ所得(課税)証明書をお取りください(有料)。
- ◆ お問い合せの際は個人情報を保護するため、指定番号・宛名番号を必ずお知らせください。
- ふるさと納税上限額の試算は、明石市HPの「住民税額シミュレーション」をご活用ください。

【納付額を表示】

毎月の給与から差し引かれる金額です。定額減税控除額がある場合、6月分は0円です。



たの特別機収税額を左記のとおり決定・変更したので、地方税法第44条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知しまた、この希知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3 ケ月以外に市民に対して異議律立てをするができます。この特別機な税額の決定の款前しを求める所えば、前記の異議律立ては係る決定の逃走を受けた日の翌日から起算して以内に市を被告として「市長が接管の代表者となります。」掲載行ることができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の議律では以内に市を被告として「市長が接管の代表者となります。」掲載行ることができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の最初というに対していますが、以及議律すていまかった日から3 クラル・自動を辿しても決定した。後後分、処分の執行又は手続の総行により生する著しい順者を避けるため類集の必要があるとき、②その他決定を経ないこうと 正当な生 曲が あるととは、決定を基在ないでも、免分の取り消しの訴えを提起することができます。

【納祝義務者の基本情報を表示】

- ●その年の1月1日時点の住所地で課税されます(1月2日以後に明石市外へ転出された場 合でもその年度分は明石市において課税されます)。
- ●氏名及び住所(方書は記載省略)は、その年の1月1日時点の内容です。

明石市役所市民税課まで**数(078)-918-5013(直通)** ◎通知書の見方・Q&A <u>性 明石市 市民</u> 検索

【所得控除の額と種類を表示】

項目	内容	
雑損	雑損控除の額	
医療費	医療費控除の額	
社会保険料	社会保険料控除の額	
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除の額	
生命保険料	生命保険料控除の額	
地震保険料	地震保険料控除の額	
障・寡・ひ・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・ 勤労学生控除の合計額	
配偶者	配偶者控除の額	
配偶者特別	配偶者特別控除の額	
扶養	扶養控除の額	
基礎	基礎控除の額	
所得控除合計②	所得控除の合計額	

【人的控除の該当時は*または人数を表示】

扶養親族該当区分		本人該当区分	
項目	内容	項目	内容
控配	控除対象配偶者	未成年者	未成年者
老配	老人控除対象配偶者	特障	特別障害者
特定	特定扶養親族	他障	普通障害者
同老	同居老親等	寡婦	寡婦
老人	老人扶養親族	ひとり親	ひとり親
16歳未満	16歳未満扶養親族	勤労学生	勤労学生
その他	一般扶養親族		-
同障	同居特別障害者		
特障	特別障害者		
他障	普通障害者	繰越損失	繰越損失がある場合
その他 同障 特障	一般扶養親族 同居特別障害者 特別障害者		

【税類を表示】

_	【忧蝕を衣示】	
	項目	内容
	7)/+T +RA +4	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。
	税額控除前 所得割額④	総合課税分=総所得③×市民税6%(県民税4%)
		分離課税分=分離課税所得にそれぞれの税率をかけます。
	税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金特別控除・寄附金税額控除・定額 減税控除額・外国税額控除・配当割額または株式等譲渡所得割額の 合計額
	所得割額⑥	税額控除前所得割額④-税額控除額⑤
	均等割額⑦	市民税3,000円 県民税1,800円
	森林環境税額⑧	森林環境税額1,000円
	特別徴収税額⑨	所得割額⑥+均等割額⑦+森林環境税額⑧
	控除不足額⑩	所得割額⑥から控除できなかった配当割額・株式等譲渡所得割額
	既充当・ 既委託納付額①	控除不足額⑩から特別徴収税額⑨に充当した金額及び森林環境税 額分として国へ委託納付した額
	既納付額⑫	変更通知前に納付済の税額
	差引納付額 (9-12-10,11)	給与から差し引かれる税額
	変更前税額⑬	税額変更前の税額
	増減額(9-13)	税額変更があった場合の増減した金額
	変更月	税額変更があった月

【ご注意】ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用された方が確定申告書を提出する場合、寄附金控除額の記載もれにご注意ください!

●特例制度は確定申告書を提出しないことを要件とした制度であり、確定申告書を提出された時点で特例制度は不適用となります。

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用

総所得金額

障・塞・ひ

. 偶 者 特

所得控除合計

定額減税控除額:●●●●● 定額減税控除未済額:●●●●●

● ● ● ● 円 (県 民 税) 調 整 控 除 :

(市民税)住宅借入金等特別控除額: ●●●●●●円(県民税)住宅借入金等特別控除額: ●●●●●●円

離短期譲

場株式等の配

 \bullet \bullet \bullet \sqcap

●ふるさと納税分を寄附金税額控除として適用を受けるため、確定申告書を提出される際は寄附金控除額を必ず記載してください。 〔記載漏れがあると市民税・県民税が増額されることになり、これを修正するには確定申告書を再度提出していただく必要があります〕